

会 議 録

名 称	第6回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和4年10月27日（木）午後7時から午後8時10分まで
会 場	第十一中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長)</p> <p>本日は「校名等の課題整理」、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について協議を行う。</p> <p>議題の2点については、相互に関連する内容であり、主に今後の取組の進め方に関する内容であることから、一括して事務局から説明を受ける。</p> <p>2 (1) 校名等の課題整理 (2) 今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール</p> <p>【説明概要】</p> <p>(学校統合推進課長)</p> <p>まず、資料1により校名の選定・検討方法について説明する。なお大鳥中学校の統合時の選定・検討方法については別添資料により説明する。</p> <p>1の校名については、(1)のとおり学校の基本的な事項として条例により議会の議決で定める事項となる。(2)の校名の選定方法として、区が設置する施設の名称は、区のルールで原則所在地の地名等を冠することとなっているが、名称案を募集して選定することが可能であり、これまでの統合でも公募を行ったうえで選定している。</p> <p>今回の統合新校においても、多くの方に親しみ、愛着のある学校となるよう校名案を公募し、選定していくことが適当であると考えている。</p> <p>具体的な公募の条件や選定基準等の決定、校名案の選定は、(3)のスケジュールのとおり令和5年度に2回、協議会を開催し、協議をさせていただくことを考えている。</p> <p>なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の1）は、実務的な検討を関係小中学校長及び教育委員会事務局職員で構成する検討組織で行い、公募は区内在住・在勤・在学者を対象として実施した。校名の選定にあたっては、教育委員会の定例会で、応募された校名の中から統合新校の校名候補を段階的に絞り込んだが、生徒へのアンケート調査結果や統合新校推進協議会からのご意見等を考慮して決定した。</p>

2の校章・校旗及び校歌については、学校の象徴であり、区立小中学校全校で定めている。

制作にあたっては、生徒の自分たちで新しい学校をつくっていくという意識の醸成や新校に対する親しみや愛着を高めることを目的に、両校の生徒を含めた検討組織を令和5年度に設置して、検討していくことが適当であると考えている。また、両校の伝統を引き継ぐ観点から、検討の過程では地域の方々の意向に配慮して進めていく。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の2）は、実務的な検討は両中学校生徒と関係小中学校保護者を含めた検討組織により行った。校章については、生徒から図案を募集し、候補作品の中から、生徒や児童、保護者、地域の方によるアンケート結果で決定した。また、校歌については、生徒から募集したフレーズを基に検討組織で歌詞を作成し、作曲等は卒業生の音楽家の方にお願ひし、部会への参加などご協力をいただきながら完成させた。

次に、3の標準服・校則については、学校運営、生徒指導に係る事項であるため、両中学校が主体となって検討していくことが適当だと考える。その際、生徒や保護者の意見や経済的な負担に十分配慮していく必要があることから、生徒、保護者を含めた検討組織を令和5年度に設置して、意見を十分に聴きながら検討していくことが望ましいと考えている。

なお、大鳥中学校の統合時（別添資料の3）は、標準服は、両中学校生徒、関係小中学校保護者を含めた検討組織で検討し、生徒や児童、保護者、地域の方に標準仕様（詰め襟、セーラー服、ブレザーなど）のアンケートを行い、それを基にデザイン画による選定や実物見本を展示した業者プレゼンテーションにも生徒、児童が参加して決定した。

校則については、大鳥中学校の統合時には、両校の教職員と教育委員会事務局職員からなる検討組織で検討したが、現在、国において生徒指導提要の改訂が行われており、生徒や保護者等から意見を聴取したうえで校則を定めていくことが望ましいと示されている。

また、7月に実施した小学校児童・保護者アンケートにおいても、新しい学校づくりの取組で参加したい取組として最も回答が多かったのが校則の制定であった。そのため、今回の統合の取組においては生徒、保護者を含めた検討を行なっていきたいと考えている。

次に資料2により統合新校開校に向けた取組体制と配慮事項、今後のスケジュールについて説明する。

<取組体制について>

1のとおり、今後は、統合新校の開校に向けた実務的な取組を進めることとなるため、令和5年度に新たに検討組織を立ち上げ、協議会と連携を図りながら取組を進めていきたい。

本協議会の来年度以降の位置付け、所掌事項としては、(1)のとおり協議会設置要綱上の協議事項として校名の選定があるため、資料1でもご説明したとおり、校名の選定方法を協議することになる。

また、実務的な取組は(2)の開設準備委員会を立ち上げて進めていく。協議会の地域、保護者代表の委員を対象とした連絡・報告会を適宜開催し、取組の進捗状況について情報提供を行いながら進めていきたい。

2ページの『令和5年度以降の推進体制のイメージ』のとおり、本来であれば学校の権限で定める学校の具体的、実務的な事項であるが、新校開校前であるため、両中学校の教職員と関係小学校の教職員、教育委員会の職員で構成する開設準備委員会を立ち上げて取り組む。また、その下に5つの検討組織を設置して各分野の具体的な検討をしていく。取組の状況については、開設準備委員会から適宜協議会の連絡・報告会に情報提供し、各委員からご意見、アドバイスなどをいただきながら進めていきたい。

また、1ページの(2)のとおり、開設準備委員会では、各検討組織の総合的な調整のほか、第七中学校と第九中学校の歴史的資料(例えば校章や校旗、校名版、校歌版など)の保存・展示方法を検討する。

次に各専門検討組織の概要を説明する。

「教育計画等検討組織」は、教育に関する専門的な検討組織になるが、両校の教職員と教育委員会事務局職員で構成する。現在、既に活動している教育活動等検討委員会から移行する組織で、開校までの両校の評価規準や生活指導基準の統一、統合新校の教育計画の検討などを行う。

「施設計画等検討組織」は、両校の教職員、教育委員会事務局職員及び施設担当所管(区長部局)職員で構成し、統合新校の基本構想、設計業務など、施設に関する専門的な部分の検討などを行う。

「校章・校旗、校歌検討組織」は、資料1でも説明したように、両校の生徒を含め、関係小中学校保護者にも参加していただき、両校の教職員と教育委員会事務局の職員とで、校章・校旗、校歌の検討を行う。

「標準服・校則検討組織」は、こちらも資料1でも説明したように、両校の生徒、関係小中学校保護者を含め、両校の教職員及び教育委員会事務局職員とで、標準服・校則の検討を行う。

「通学負担緩和・安全検討組織」は、統合に伴い、通学区域が広がることから、通学における負担の緩和措置、安全対策の具体策について検討する組織となる。児童・保護者アンケートの懸念事項(資料4

の6ページ)に対応するために設置する組織で、両校の生徒、関係小中学校保護者、地域の方、両校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する。

地域の安全対策とも関係することから、構成員として地域の方を想定しているが、関係町会・自治会、住区住民会議全てからでは組織が大きくなることから、人数と区域のバランスを考慮して、新校の通学区域と重なる4つの住区住民会議から選出していただきたい。

(3)のとおり、令和5年度に校名を選定し、条例を改正して統合新校の開校が確定した後、令和6年度に開設準備担当校長を配置させていただき、それ以降は当該校長を開設準備委員会の委員長として取組を進めていく。

<取組にあたっての配慮事項>

2のとおり、前回の協議会においてとりまとめた協議結果における留意事項、7月に実施した小学校児童・保護者向けアンケート調査の結果、中学校PTA連合会からの中学校保護者アンケートを踏まえた要望事項に適切に対応するため、記載の表のとおり、各検討組織において検討を進めていくうえで配慮すべき事項を整理している。各検討組織では、この配慮事項に留意して具体的な方策を検討していく。

配慮事項について補足すると、第5回の協議会でとりまとめた留意事項である、表の◎の配慮事項については、教育計画と施設計画の検討組織で記載のとおり具体的な方策を検討していく。

また、表の○は、小学校児童・保護者向けのアンケート調査結果の「統合に当たって懸念(心配していること)」についての項目(資料4の6ページ)を踏まえた配慮事項である。

アンケートの懸念事項で、一番回答が多かった「通学負担・通学時の安全確保」について、主に回答内容としては、通学区域が広がることにより、通学時間が長くなること、それによる防犯上や交通安全上の心配や、荷物が重いことによる負担、猛暑や悪天候時の通学を心配する内容である(資料4の6ページ参照)。

このことに対応するため、先ほど述べた「通学負担緩和・安全検討組織」を立ち上げ、個人ロッカーの設置など登下校時の負担軽減を図ることや、生徒の安全な通学のため、猛暑時や防犯・防災・交通安全面などに留意して、予め通学経路の確認をしたうえで安全対策を講じることに留意して検討を進めていく。

アンケートの懸念事項の「統合時の環境変化」、「統合後の学習活動」、「統合後の学習評価」、「教職員の負担」について、主な回答内容としては、統合により環境が新しくなることに対して円滑な適応、移行できるか、統合前後で指導方法や評価方法が大きく変わらないか、

またその対応のため教職員が忙しくなりすぎないかなどを心配する内容である（資料4の6ページ参照）。

これらの対応については、「教育計画等検討組織」で具体的な方策を検討していくが、配慮事項として、新校への円滑な移行に向けた交流活動の実施、統合による環境の変化に十分に対応可能な教職員の配置、新校開校に向けて両校での指導法や学習評価計画の段階的に統一などについて、これまでの協議会で具体的な方策をお示しているものもあるが、これらに留意して検討を進めていく。

アンケートの施設面での懸念事項、「暫定校舎の環境・施設整備」、「施設整備のスケジュール」の主な回答内容としては、令和7年度から令和9年度の途中まで第七中学校の既存校舎を暫定的に活用することになるが、その間の施設環境に関する心配、新校舎整備に当たってスケジュールどおりに進むか心配といった内容である（資料4の6ページ参照）。

これらの対応については「施設計画等検討組織」において、統合に伴う生徒数、学級数の増加に暫定校舎においても適切に対応した教育環境・生活環境の整備すること、また、児童・生徒、保護者などへの影響時期を十分に考慮して、新校舎の着実な整備を図ることに留意して検討を進めていく。

最後に「新校の校風・校則」については、時代にそぐわない文化、校則が残ることを心配する内容である（資料4の6ページ参照）。

このことに対応するため、「標準服・校則検討組織」において、両校の生徒、保護者の意見を踏まえ、時代に即した内容となるよう留意して取組を進めていく。

<スケジュール>

最後の3は、令和5・6年度のスケジュールとなる。若干補足すると、校章、校歌の検討については、校名が学校のイメージとして大きく関係することから、校名案の選定の状況を踏まえ、令和5年の10月頃から検討していくスケジュールとしている。

説明は以上となる。

【質疑・意見】

（会長）それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。まず、議題のひとつ目、資料1の校名等の選定・検討方法について、特に校名を公募することに関して、ご質問やご意見があったらお聞かせいただきたい。

- 校名については条例で定める必要があるとの説明があったが、区立中学校の校名を第一中学校から第十一中学校のように数字としていたが、目黒中央中学校・大鳥中学校の開校の際には、地域に即し

た校名に変わっている。その経緯を知りたい。

⇒（学校統合推進課長）学校の設置については、条例で定めることとなっており、目黒区立学校設置条例では学校名と所在地を規定している。直近の条例改正日は、大鳥中学校を統合新校として開校した時期であり、平成25年12月に条例を改正したうえで、平成27年4月に開校している。

○ 区立中学校を第一中学校から第十一中学校まで設置した際に、なぜ地域に関係のない校名としたのか、分かれば教えていただきたい。他の地域では、校名が地区名だったりしている。

⇒（学校統合推進課長）設立当初の第一中学校から第十一中学校の校名決定の経緯については、申し訳ないが、手元に資料がなく把握をしていない。

（会長）議題の方に戻させていただき、校名を公募することに関して、ご質問やご意見等があれば、お聞かせいただきたい。

○ 校名について公募ということだが、公募した結果は報告されるのか。公募した結果、一番多いものを校名にするわけではないと思う。皆の意見を聞くという建前のため公募を行い、新校の校名はあらかじめ決まっていたということになることはないか。

⇒（学校統合推進課長）公募について、大鳥中学校の例では、約450人の方から約490件の応募があった。また、選定に当たっては、最終的に、教育委員会で絞り込みを行い、それを最終的な校名候補として、区議会で議決という流れになる。その過程において、協議会で情報提供を行ってご意見をいただき、また、当時の第三中学校と第四中学校の生徒に、応募のあった校名についてアンケートを行い。その内容も参考にした。

応募数として一番多かった校名は、一方の地域に片寄りがある名称だったことから、地域に片寄りがある校名は相応しくないというご意見を協議会でいただき、最終的にはそれらのご意見等を考慮して、教育委員会で校名候補を決定したという経緯である。

今回に関しては、令和5年4月頃に、どのような条件で公募をするか協議をさせていただき、また、絞り込みの段階において、校名選定に関してご意見をいただきながら、決定していきたいと考えている。

○ 校名を公募で決めることは適切だと考えている。なぜこの校名にしたいのか、校名に込める思い等を公募の際の項目として入れるようにしていただき、それを踏まえたうえで決定できるようにしてほしい。

⇒（学校統合推進課長）どのような思いを込めて校名を応募していただいたか確認することは重要であり、ご意見を踏まえて進めていきたいと考えている。

(会長) それでは、校名については公募することが適当であることとし、校名等の課題整理について、この内容で取りまとめていく。

次に、議題のふたつ目、今後の取組体制、配慮事項及びスケジュールについて、ご質問やご意見などがあつたら、お聞かせいただきたい。

- 統合新校推進協議会とは別に、開設準備委員会を設置するということだが、統合新校推進協議会はどこまで、何をやればいいのか。資料には、「統合新校の校名の選定に関すること」とあるが、校名選定だけなのか。

⇒ (学校統合推進課長) 統合新校推進協議会を設置した際に、統合新校に関する基本的な事項を協議することとして、要綱上、いくつか項目を挙げている。

そのうち、統合新校の位置や目指す学校像等、他の協議事項に関しては、次回の協議会で取りまとめさせていただくが、残る協議事項は校名となる。そのため、今後の協議会における協議は、基本的には校名に関する事項となる。

これから具体的に校章や標準服、通学負担や通学方法等を、検討組織で検討していくが、その内容に関しては協議事項ではないが、協議会の保護者、地域の委員の方を対象に連絡・報告会を開催し、適宜情報提供していきたいと考えている。例えば、どの様に検討を進めるか、選定基準を決めた際等に、情報提供していき、協議による協議結果の報告といった形ではなく、各委員からアドバイスやご意見をいただきながら進めていく形を想定している。

- 校名選定のスケジュールの中で協議会を開催する時期として、まず、令和5年4月、8月と資料に書いてある。つまり、今年の11月の協議会以降、令和5年4月までは協議会はないということか。その辺りのスケジュールを教えてください。

⇒ (学校統合推進課長) 今年度は11月の取りまとめが最後の協議会になる。その後、協議結果の取りまとめを受け、これまでの協議結果を踏まえた、統合新校整備方針案を、教育委員会で12月頃に策定する。方針案の策定後、来年1月から2月にかけて、地域の方・保護者の方を対象として説明会を開催する予定である。そこでご意見をいただき、3月頃に方針案を確定したうえで、統合新校開設準備委員会を令和5年4月に立ち上げ、校名等を決めていくという流れになる。そのため、本年12月から来年3月までは協議会の予定はない。

- 統合新校推進協議会について、協議会委員の任期は「統合新校を設置するまで」となっている。任期は具体的にいつまでなのか。

⇒ (学校統合推進課長) 協議会委員委嘱の任期は、「統合新校を設置するまで」である。統合新校開校の予定が令和7年4月のため、それまでが任期ということになる。協議事項に関しては、現状、予定しているものは来年の8月までであり、当面予定している協議として

は来年の8月で終わることになる。しかし、協議会とは別に、開設準備の進捗状況をご報告させていただくための連絡・報告会を開催し、情報提供させていただきたいと考えている。

○ 校名等の選定・検討方法について、大鳥中学校の統合時の資料を付けていただいたが、目黒中央中学校の統合時はどの様に進めたのか知りたい。大鳥中学校の時と全く同じなのか。

⇒ (学校統合推進課長) 目黒中央中学校の統合時は、大鳥中学校と全く同じ形ではない。例えば、校章・校旗、校歌、標準服については、検討組織の中に生徒が入っていなかった。大鳥中学校の統合時から、生徒参加ということで、検討組織に生徒を入れる形にしている。また、目黒中央中学校の統合時は、検討組織に小学校保護者は入っていなかったが、大鳥中学校の統合時から検討組織に含めている。

また、校名については、目黒中央中学校の統合時は、協議会ではなく、選定委員会を設置し、住区の代表者や保護者を入れて検討した。

目黒中央中学校の統合時と、大鳥中学校の統合時、また今回の統合とでは、選定・検討方法を変更している。

○ 前回から言っているが、住区や町会、地域の方の意見や思いが反映されるチャンスが少なく、置き去りにされたような印象を受ける。この協議会という場もあるが、協議会で何か意見が反映されるわけではなく、基本的に報告がされるだけである。校名や校章等の選定について、大鳥中学校の統合の例を見ると、地域の方にアンケートを実施するなどあるが、それについても、何か意見が反映されるわけでもないということが想定される。

今後の組織として、「通学負担緩和・安全検討組織」において、地域の方をメンバーとするとあるが、もう少し、地域を大切にしながら進めてほしいというのが意見である。例えば、「教育計画等検討組織」の配慮事項のところで、「更なる地域との連携・協働を図ること」とあるが、こういうのは、地域の思いをどのように拾っていくか等、必要があれば検討組織に地域の方にメンバーに入ってください等、そのようなやり方もあるのではないかと。

また、町会等で諸先輩方の話を聞くことがあるが、当然に両校には歴史がある。そのことを踏まえ、次の50年、100年誇れる新しい学校を立ち上げていくことに携わって取り組んでいるのだから、次の世代に自信をもって新しい学校を立ち上げられるためには、今までどうだったかということが非常に大事だと思っている。そう思った時に、これまで地域で活躍した先輩方が活躍する場とは言わないが、その様な組織を作ったうえで進めていただきたい。その中で、資料2の開設準備委員会の部分になるが、例えば両校の歴史的資料の保存や展示方法について検討してもらって検討組織を個別に立ち上げ、地域に関わってもらおうということ、ぜひ検討していただけないか。

⇒ (学校統合推進課長) 地域の方々には、これまで統合新校推進協議会にご出席いただき、とても感謝している。これまでの学校統合と

比べても協議会への出席率が高く、地域の方々にはとても関心を寄せて参加していただいております、ありがたく思っています。このような状況を考慮して、協議事項にはなっていないが、検討組織の内容や検討状況を連絡・報告会により適宜情報提供させていただき、今後も色々とアドバイスをいただきたいと考えている。このような体制は、大鳥中学校の取組の際にはなかったものである。

委員ご提案の両校の歴史的資料の保存や展示方法にかかる地域の方を含めた検討組織の設置については、持ち帰らせていただき、どのような形が良いのかも含めて検討したい。

- 大鳥中学校や目黒中央中学校など、前例を参考に統合を進めていくのは、当然大事だと思うが、「第八中学校」「第十一中学校」の事情を踏まえて検討を進めていただきたい。

(会長) それでは、「今後の取組体制、配慮事項及びスケジュール」について、委員のご意見を踏まえ、修正を行い取りまとめていくこととする。

3 その他

【質疑・意見】

- 資料3「統合方針改定案に係る質疑・意見等の概要について」の中で、「特別支援教室を新設中学校へ引き続き設置することを統合方針に追記しました」とあるが、これは統合方針に盛り込んでいくことでよいか。また、それ以降、統合方針は変更されているのか。

⇒ (学校統合推進課長) 統合方針は、令和3年12月の改定以降変更はない。

- 前回の協議会の時にも意見しているが、部活動で合同チームを編成した場合、例えば、目黒区の大会では出場が認められるが、その後の大会で勝ち進んだ場合に上位大会へのお出場で認められるかということについて、事務局に調べていただく解釈していたのだが、どうなっているのか。

P T Aの会長で集まった時にも関連した話にもなったが、例えば新人戦で、目黒区の大会において、「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」のチームが、決勝に進出して、都大会に出場する権利を獲得しても、都大会やその上位大会では出場が認められないとなった時に、そのようなことをするのは、おかしいのではないかという意見が多くあった。やはり、競技ごとにどうなるのか、しっかりと提示すべきだと思っている。とても細かいことだと思うが、子どもたちは大会に向けて、部活動を一生懸命日々練習して、上位大会を目指し研鑽している。目黒区の大会で優勝しても、合同チームのため都大会に出場できないということがあったら、子どもたちがかわいそ

うだ。合同チームを編成した場合に、上位大会などに参加できるのかご提示いただきたい。

⇒（統括指導主事）前回の協議会で説明に至らないところがあり、申し訳ないと思っている。まず、都大会や関東大会など全国大会に繋がる大会に、合同チームで出られない場合の話だと思うが、そういった場合は区大会が予選大会にあたる。都大会、関東大会、全国大会に合同チームで出られない競技については、その予選大会である区大会も合同チームでは参加できない。あくまでも、我々が想定していたのは、目黒区内だけで終わる大会、いわゆるローカル大会についての参加である。競技によっては、合同チームを結成することで、見方によっては子どもたちの出場回数を減らしてしまうということも考えられる。また、子どもたちから「人数が揃っているのだから、わざわざ合同チームを結成しなくても良い。」という意見が出てくることもあり得る。ローカル大会で、子どもたちの意見を聞きながら、合同チームを編成したいという意見が多ければ、協議の上、合同チームを編成し、統合に向け取り組んでいくという考え方である。

○ 基本的にはローカル大会と上位大会に繋がる大会は別のものということで良いのか。個人的に同じイメージだったのだが、それぞれ別で考えているということでもよろしいか。合同チームで出場して優勝しても、都大会に出場するということは全く考慮されていないということでもよろしいか。

⇒（統括指導主事）競技にもよるが、例えば都大会・関東大会・全国大会と上に進んでいく大会においても、合同チームで出場できる競技はある。現時点の区立中学校で取り組んでいる競技においては、合同チームで出場できる競技は極めて限られている。上位大会に進む大会は、ルールが細かく、例えば、バスケットボールであれば、第八中学校と第十一中学校で、どちらかの中学校が、単独チームでは競技人数を満たせなくて出場できないという条件の時に、合同チームを編成することができるということになっている。競技ごとに基準は違っており、その都度ルールを確認し、その際の部員数の状況に照らして、また、仮に合同チームを編成するとしても、子どもたちの意見を聞きながら取り組んでいく。

○ 今の説明では良くわからない。合同チームを編成できる競技について、区の方で調べる必要があると思う。2年後、3年後、ルールが変わることはあるかも知れないが、今の状況で、例えば、サッカー、バスケットボールなどそれぞれの学校の部員数が足りなくなった場合にどうなのかは分かると思う。そうしたことを報告してもらいたい。前回の協議会から2か月間という期間があったのだから、今回の協議会で何か説明があると思っていたが、説明がないのは非常に残念である。合同チームを編成できる可能性がある競技は限られていると思うが、そうしたことを説明できないのなら、合同チー

ムの編成に関する記載をするべきではない。

⇒（学校統合推進課長）次回に資料として提出できるものを検討させていただく。「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」の現在の部活動を踏まえたうえで、どの様な合同チームを編成できるのか、現在の規程を整理させていただくということで良いか。可能な限り努力させていただき、次回の協議会を目標に、間に合わなければ別に情報提供させていただきたい。

⇒（統括指導主事）すぐには難しいかも知れないが、日本中学校体育連盟等の規程を調べれば確認できると思う。

○ 情報提供できないことを統合方針に書くのは無責任である。判断は事務局に任せるが、もう少し丁寧で具体的な説明をお願いしたい。

（会長）合同チーム編成の件に関しては、後日、早ければ来月、もしかしたら少し伸びる可能性があるということでご了承いただいてよろしいか。

3 閉会

第7回協議会は、協議結果のとりまとめを議題とし、11月18日（金）午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

以 上